

識者 評論

東京電力柏崎刈羽原発
6、7号機(新潟県)が、
新たな規制基準に適合する
との「審査書案」を原子力
規制委員会が決定した。事
実上の審査合格で、東電の
原発としても、福島第1原
発と同じ沸騰水型炉として
も合格は初めてだ。

【1面に本記】
今回の決定にあたって新
たに論点となったのは、福
島第1原発事故を引き起

柏崎刈羽原発 審査「合格」

大島 堅一 龍谷大学教授・鯖江出身



おおしま けんいち 1967年
鯖江市生まれ。環境経済学が専門。
立命館大学教授などを経て2017年
4月から現職。「原発のコスト」(岩
波新書)で大仏次郎論壇賞を受けた。

国民意識と異なる決定

やりきる覚悟と実績を示す
ことである。第2に、福島
第1原発の廃炉に多額の費
用がかかる中で、柏崎刈羽
原発に対して事業者として
の責任を全うできる見込み
を示すことである。
これらは一見適切なもの

を処理した後にタンクにた
められている水を、放射性
物質であるトリチウムが含
まれているまま海に放出す
べきであるということだっ
た。これに対しては、福島
県の漁業者を含め多方面か
ら異論が出るはずである。
規制委がこのようなことを
東電に対して率先して求め
るべきではないし、いわん
やこれをもって廃炉の覚悟
を示したとするのは筋違い
だ。

指摘は妥当であるが、東電
の対応に誤りがある。
東電は、規制委への回答
の中で、先に策定した「新
々総合特別事業計画」を実
行すると述べている。つま
り、福島原発事故対策の費
用を捻出するために柏崎刈
羽原発を再稼働させるとい
うのである。これは規制委
の要求に添えるものでな
く、論理のすり替えである。
これらのことを含め、多
くの問題がある回答の内容
を、原子炉運転の保安規定
に書き込むことなどをもっ
て、東電に「技術的適格性
がないとはいえない」と規
制委は結論づけた。

「基本的考え方」は、東電
の経営のあり方を含め、広
範な内容を含んでいたにも
関わらず、これに関する
丁寧な議論や審査は行われ
ていない。そもそも東電は、
各種の訴訟の中で、いまだ
に自らの過失を認めていな
い。情報公開に関しては国
会でもその隠蔽体質が指摘
され、問題視されている。
にもかかわらず今回の規
制委の決定は、これまで指
摘されてきた東電の多くの
問題点が改善されたかのよ
うに扱ってしまった。
だが、東電に柏崎刈羽原発
を運転する資格があるとは
到底言えないのだ。

した東京電力が、柏崎刈羽
原発を運転する資格がある
かどうか、という点だった。
考え方では、特に柏崎刈羽原
発の再稼働の資格について
もともとこれは、今年7月
に原子力規制委員会が、東
京電力との間の意見交換で
示した「基本的考え方」に
廃炉を主体的に取り組み

端を発していた。
7項目にのぼる「基本的
な考え方」で、特に柏崎刈羽原
発の再稼働の資格について
もともとこれは、今年7月
に原子力規制委員会が、東
京電力との間の意見交換で
示した「基本的考え方」に
廃炉を主体的に取り組み

にみえる。だが、規制委や
東電の考えていることは、
一般国民が考えるものとは
異なるだろう。
1点目について規制委が
意見交換の中で述べたの
は、例えば、高濃度汚染水

2点目は、福島第1原発
の廃炉や事故処理を最優先
すれば、柏崎刈羽原発での
対策が難しくなるのではな
いかとの指摘である。この
規制委は結論づけた。

だが、東電に柏崎刈羽原発
を運転する資格があるとは
到底言えないのだ。